

鳥取労働局発表
令和7年10月30日（木）

担当	鳥取労働局雇用環境・均等室		
	室長	岡田 節子	
	監理官	中島 章文	
	電話	0857-29-1709	



女性活躍推進法“えるぼし”認定企業に 社会福祉法人みのり福社会 を認定

～ 未経験から活躍できる環境を整備し、高い女性管理職比率を達成～

鳥取労働局(局長 山下 禎博)は、女性活躍推進法に基づき女性労働者に対する活躍の推進に関する取組が優良な企業として、社会福祉法人みのり福社会（倉吉市）を新たに認定しました。

今回の認定により鳥取県内 16 社目の認定となります。

当局では、以下により、「えるぼし」認定通知書交付式を行います。

丁寧なOJTにより、未経験から活躍できる環境を整備
女性管理職比率が産業平均を大きく上回る

1. 認定企業

社会福祉法人みのり福社会 理事長 村田 速実
(倉吉市福守町 448-1)

2. 認定書交付式

【日時】 令和7年11月18日（火） 10時00分 ～

【場所】 社会福祉法人みのり福社会
(住所：倉吉市福守町 448-1)

★当日取材いただける場合はあらかじめ、鳥取労働局雇用環境・均等室までご連絡いただきますよう
よろしくお願いいたします。

- 資料 1 「えるぼし」認定企業の認定基準に関する実績
2 鳥取県内のえるぼし認定企業一覧
3 えるぼし認定、プラチナえるぼし認定について